

令和5年12月25日

第12回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	主幹	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和5年12月25日(月) 午後2時

3. 出席委員 (農業委員7名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
中村委員 鍋島委員 古谷委員
堅田委員 谷脇(裕)委員

(推進委員7名) 高橋委員 三本委員
森田委員 坂本委員 森光委員
谷本委員 谷脇(督)委員

4. 欠席委員 (農業委員1名) 宮田委員
(推進委員1名) 山口委員

5. 出席職員 (事務局4名) 岡田局長 坂本次長 徳永主幹 大崎係長

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農用地利用集積計画について(諮問)
議案第5号 農用地利用集積計画の一部取消しについて(諮問)

7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について

開会宣言	中西会長 只今から、令和５年第１２回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 岡田局長 本日は２番宮田委員から欠席の連絡をいただいています。
議 長	中西会長 寒い中お集まりいただきありがとうございます。本年最後の総会となります。よろしくお願いします。 それでは日程第１、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	中西会長 それでは、本日の議事録署名人は１番 中村委員、４番 鍋島委員、よろしくお願いいたします。
議 長	中西会長 それでは日程第２、議事に入らせていただきます。議案第１号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第１号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議 長	中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	４番 鍋島委員 現地確認しました。駐車場として問題ありません。
審 議	中西会長 皆さんから他にご質問、ご意見はございませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。

議 長	中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第 1 号 非農地証明願について は、証明書を交付することに決定します。
議 長	中西会長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 補足説明をします。 番号 1 について、叔母から姪への贈与です。経営面積はありませんが、一筆は現在も譲受人が耕作しているそうです。大根、白菜、きゅうり等の野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と夫が年間 2 0 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号 2 について、親戚からの贈与です。経営面積はありませんが、現在も譲受人が耕作しているそうです。水稻を作っており保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間 2 0 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も水稻を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号 3 について、経営面積はありませんが、別世帯の父親の農地で茗荷の栽培をしているそうです。保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間 3 0 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は玉ねぎを栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長	中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	6 番 坂本委員 番号 1 ですが、譲受人に話を聞いてきました。元々市内の方が所有していたようですが、相続により市外の方が所有しているという事で、自宅から遠い事や高齢になった事、農業をする人がいないという事で、今回贈与したいとの事です。以前から管理はしていたようです。内一筆については、川の合流点であり、度々浸水するため畑として利用はできないが、全面草刈りを行い管理していきたいとの事でした。問題はありません。 1 4 番 森光委員 番号 2 について、三兄弟が分けて所有していた土地で、問題ありません。 9 番 森田委員 番号 3 について、譲受人と譲渡人は近所同士の方で、現状は道のようにになっていますが、譲受人が耕すそうです。問題はありません。
審 議	中西会長 皆さんから他にご質問、ご意見はございませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 それでは、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	徳永主幹 【議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】

意見	1 番 中村委員 4 年ほど前に 3 条申請で購入された土地です。川に流れてきた土砂の残土を申請地に入れていました。それから擁壁を設置し、周囲に土が流れないようにしており、問題ありません。 中西会長 他に何かご意見、ご質問等ございますか。
審議	中西会長 他に何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付及び、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとして構いませんか。
採決	農業委員（異議なし）多数。
議長	中西会長 特にご異議ないようなので、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について は、農地法第 5 条 3 項の規定により、高知県知事に送付及び、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めることとします。
議長	中西会長 続きまして、議案第 4 号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	大崎係長 【整理番号 R 5－2 9 について別冊をもとに朗読】
補足説明	大崎係長 利用権設定等の補足説明をします。 整理番号 R 5－2 9 について、借受人の主たる経営作物はきゅうりで、構成員は 4 人、内 2 人が専従者となっております。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、規則第 5 条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 号第 1 号では、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。農用地のすべてを効率的に利用することの要件、農作業に常時従事する

	ことの要件につきましても、適合すると考えます。以上で、今回の申請について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると考えます。
議 長	中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。
審 議	中西会長 何かございませんか。なければ、承認することに決定してよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 ご異議ないようですので、議案第４号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第５号 農用地利用集積計画の一部取消しについて（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	大崎係長 先月の第１１回須崎市農業委員会総会にて、農用地利用集積計画令和５年度第７号についてご審議いただいた件です。農用地利用集積計画の公告後、整理番号Ｒ５－２２からＲ５－２８の借受人である市内法人が、農地所有適格法人には該当しない事が判明したため、一部取り消しする事について諮問する物です。農地所有適格法人には法人形態、事業内容、議決権、役員の要件があり、当該法人がすべての要件を満たすと考え、農地所有適格法人からの申出書と考えておりました。当該法人には７人の役員がおり、全員が農業に従事している事から、役員要件を満たすと解釈しておりましたが、ここでの構成員が株主である事が判明し、役員７人中株主が１人のため、役員の過半が農業に常時従事する構成員である事という役員要件を満たしていませんでした。そのため、整理番号Ｒ５－２２からＲ５－２８の利用権設定を取消し、一部取消し後の農用地利用集積計画令和５年度第７号を別添案の通りとする事について諮問いたします。今後このような事が無いよう十分留意すると共にお詫び申し上げます。
議 長	中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。

審 議	中西会長 何かございませんか。なければ、承認することに決定してよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 ご異議ないようですので、議案第5号 農用地利用集積計画の一部取消しについて（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。
議 長	中西会長 続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。
報告事項	徳永主幹 【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】
議 長	中西会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、その他何かございませんか。
そ の 他	岡田局長 来年の農業委員会委員改選について、12月7日評価委員会を行い、全員適任と認められましたので3月議会に提出させていただきます。 坂本次長 源泉徴収票について 徳永主幹 地域計画の意向調査について
閉会宣言	中西会長 他に何かございませんか。ないようでしたら、以上で第12回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。 閉会 午後 2時35分

その真正なることを証して署名する。

議 長

1 番

4 番